

平成31年八百津町成人式のご案内

- と き 平成31年1月13日(日)
受付 午前11時から
式典 午前11時30分から
- 会 場 八百津町ファミリーセンター 大ホール
- 対象者 平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれの方
- 内 容 式典・記念写真撮影・恩師と語る会
- 申込み 対象となる方には、11月中に案内状を送付いたします。
12月になっても届かない方は下記まで
お問い合わせください。



【お問い合わせ】

教育課 生涯学習係
☎ (0574) 43-0390(内線2515)
FAX(0574) 43-0372
E-mail : kyik@town.yaotsu.lg.jp



ごみの屋外焼却は法律で禁止されています！

■屋外焼却とは

畑や空き地などの屋外でごみを焼却する行為です。

地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶や家庭用焼却炉での焼却を含みます。

屋外焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

■違反した場合の罰則

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの両方が科されます。

■例外として認められている焼却

「公益上もしくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却」として定められた次のような行為

- どんど焼きなど風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 農業・林業を営むためにやむを得ない焼却（稲わら、田畑で除草した草など）

※例外に該当すると思われる焼却についても、**近隣に多大な迷惑となる場合があります。**必ず近隣への影響に配慮した上で行ってください。町へは煙や臭いに困り果てた方から多くの苦情が寄せられています。

ご配慮をお願いします！

- ①時間帯・量・風向きに注意しましょう。
- ②草などはよく乾かし、少しずつ短時間で燃やしましょう。
- ③ご近所の方とのコミュニケーションを取り、十分理解を得ましょう。
- ④住宅密集地での焼却は控えましょう。

※火災の危険性がある場合は、可茂消防八百津出張所(☎43-0476)へ連絡してください。

※産業廃棄物(商売などの事業活動で出た廃棄物)を燃やしている場合など、悪質と思われる場合は、八百津交番(☎43-0002)へ連絡してください。

お問い合わせ 水道環境課 環境衛生係
(☎43-2111 内線2126)

